

国際課税に関する法務事情

今回は、特定の国の法務事情についてではなく、各国の税務当局による企業の支払う税務についてのお話をさせていただきます。リーマンショック、欧州危機、米国国債デフォルト危機など、世界経済の立ち直りが鈍い中、税収が確保できない各国においては、タックスウォーズともいわれる税収争奪戦が繰り広げられています。その相手は当局同士ではなく、基本的には納税者に向かってきます。日本だけでなく様々な国でビジネスをされている各企業にとって、今後注意を払っていただきたい分野だと考えています。

一昨年スターバックスがイギリスで、1500億円の売上があったにも関わらず、法人税を納めていなかったことが、イギリス議会で問題視されました。同様に昨年、アップル社は、米国で税金を納めていないとして、CEOが上院の公聴会で質問を受けることになりました。CEOは、払うべき税金は、払っていると答弁しましたが、全世界での税引前利益が560億円あった2012年、約60億円しか米国に法人税を支払っていないのは、おかしいと責められました。日本を含む各国の税収が減少する中、多国籍企業が、様々な国が用意する優遇税制などを利用して利益を分散させる行為に、特に税率の高い各国税務当局が注目をするようになったのです。

もちろん、優遇税制等の制度は、これを実施する国の戦略で、それにより、企業を誘致し、その企業が同国で行うビジネス、設備投資、雇用創出などで、税という形で払わせなくても、利益を享受できると考えているのです。シンガポールのように、約10年間で25.5%の法人税率を17%まで下げ、設備投資、知財の創出などに様々なクレジットを与えるような税制をとっている国もあります。利益を追求するのが本来の目的である企業としては、税優遇の恩恵を受けられることに着目して、タックスプランニングするのは、当然といえましょう。

一方で、企業が流出し、納税が期待できなくなっている国にあつては、様々な対処法を考えています。結局スターバックス問題の後、イギリスは、それまでの法人税率を下げ、企業誘致において他国と対抗する方向に舵を切りました。2012年4月までの26%という法人税率は、2014年4月には21%まで、下げられる予定です。米国では、反対の方向で税収の確保を目指しているようです。米国企業が、海外で挙げた所得にも課税できる法案が、本年11月提案されています。

また、注意しておきたいのが、優遇税制をとっていた、新興国の税務当局の動向です。優遇のおかげで、企業誘致には成功したが、経済の減速とともに税収が上がらないといった問題も生じてきています。親会社に払うロイヤルティが、高すぎるのではないかなどなど、いわゆる価格移転に対する課税の問題が起こってきています。経産省が、今秋調査報告書をサイトにアップしていますⁱⁱ。一度チェックをしてみる必要があるようにおもいます。

このタックスウォーズの中でも、各国はより透明な税の負担のためとして、協調して情報交換もしようとしています。本年9月にロシアで行われたG20では、OECDが行った税源浸食と利益移転に関する報告書を評価し、これに対する対応策として、各国税間の間隙に対処する国際課税ルールを創計するとし、その一助として課税に関する情報交換システムを拡充しようとしています。

i 価格移転課税がなされた後、その国と日本が租税条約を締結している場合には、国際二重課税が起こらないよう、納税者は、国税庁と課税した国の税務当局の間で、相互協議をするよう申し立てることができます。この協議が合意に至れば、日本で払いすぎたことになる税に更正の請求をすることができます。

ii 「新興国における課税問題の事例と対策（詳細版）」平成25年9月経済産業省貿易経済協力局貿易振興課

筆者 弁護士苗村博子 弁護士法人苗村法律事務所 所長

※無断での転載、複製、送信、翻訳・翻案、改変・追加などの一切の行為はご遠慮ください。